

接続約款変更認可申請書

東相制第 12-0073 号
平成 24 年 10 月 26 日

総務大臣
樽床 伸二 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにししんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成24年10月31日から実施します。
------	-----------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用 語	意 味
1～60 (略)	(略)
61 基地局回線	当社の通信用建物に設置するPHS接続装置又は当社が指定する加入者交換機と活用型PHS事業者の設置する無線接続装置又は活用型PHS事業者の設置する伝送装置（当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及び活用型PHS事業者の設備に係る区間を経由して無線接続装置に接続する場合に限り、）との間に設置される端末回線

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区 分		単 位	料金額	備 考
(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	活用型PHS事業者に適用します。
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	

2-1-1-2～2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	51円	活用型PHS事業者に適用します。

新

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用 語	意 味
1～60 (略)	(略)
61 基地局回線	当社の通信用建物に設置するPHS接続装置又は当社が指定する加入者交換機とPHS事業者の設置する無線接続装置又はPHS事業者の設置する伝送装置（当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及びPHS事業者の設備に係る区間を経由して無線接続装置に接続する場合に限り、）との間に設置される端末回線

料金表

第1表 接続料金

第1 網使用料

2 料金額

2-1 端末回線伝送機能

2-1-1 基本額

2-1-1-1 基本料

区 分			単 位	料金額	備 考
(1) PHS基地局回線機能	基地局回線により接続する機能	ア 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに	1,623円	PHS事業者に適用します。
		イ 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	1,623円	

2-1-1-2～2-10-2 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(13) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(14) PHS基地局回線管理機能	協定事業者の基地局回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	51円	PHS事業者に適用します。

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考
(1) (略)			(略)	(略)	(略)
(2) 料金回収 手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 当社の公衆電話から発信する場合(その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限り、ます。)	(7) 月額	当社が回収する利用者料金額の14.0%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、 <u>活用型PHS事業者</u> 、PHS接続地域事業者又は特定中継事業者に適用します。
			(4) (略)	(略)	(略)

別表2 接続形態

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
C1の13	(7) (4) 以外の区間: 端末系事業者 (4) 発信事業者欄: <u>活用型PHS事業者</u>
G1	<u>活用型PHS事業者</u>
G1の2	(7) (4) 以外の区間: <u>活用型PHS事業者</u> (4) 着信事業者欄: 当社
G1の3	(7) (4) 以外の区間: <u>活用型PHS事業者</u> (4) 着信事業者欄: 特定端末系事業者
G1の4	(7) (4) 以外の区間: <u>活用型PHS事業者</u> (4) 着信事業者欄: 端末系事業者
G1の5	(7) (4) 以外の区間: <u>活用型PHS事業者</u> (4) 着信事業者欄: 中継事業者
G1の6	(7) (4) 以外の区間: <u>活用型PHS事業者</u> (4) 着信事業者欄: 中継事業者(着側から1社目の中継事業者)
G1の7	(7) (4) 以外の区間: <u>活用型PHS事業者</u> (4) 着信事業者欄: 中継事業者(着側から2社目の中継事業者)
G1の8	(7) (4) 以外の区間: <u>活用型PHS事業者</u>

第2 手続費

2 手続費の額

2-1 手続費

区 分			単 位	手続費の額	備 考
(1) (略)			(略)	(略)	(略)
(2) 料金回収 手続費	別表2(接続形態)第2表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第3表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア (略)	(略)	(略)	(略)
		イ 当社の公衆電話から発信する場合(その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限り、ます。)	(7) 月額	当社が回収する利用者料金額の14.0%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、PHS事業者又は特定中継事業者に適用します。
			(4) (略)	(略)	(略)

別表2 接続形態

2 利用者料金設定、請求事業者等

○ 利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
C1の13	(7) (4) 以外の区間: 端末系事業者 (4) 発信事業者欄: <u>PHS事業者</u>
G1	<u>PHS事業者</u>
G1の2	(7) (4) 以外の区間: <u>PHS事業者</u> (4) 着信事業者欄: 当社
G1の3	(7) (4) 以外の区間: <u>PHS事業者</u> (4) 着信事業者欄: 特定端末系事業者
G1の4	(7) (4) 以外の区間: <u>PHS事業者</u> (4) 着信事業者欄: 端末系事業者
G1の5	(7) (4) 以外の区間: <u>PHS事業者</u> (4) 着信事業者欄: 中継事業者
G1の6	(7) (4) 以外の区間: <u>PHS事業者</u> (4) 着信事業者欄: 中継事業者(着側から1社目の中継事業者)
G1の7	(7) (4) 以外の区間: <u>PHS事業者</u> (4) 着信事業者欄: 中継事業者(着側から2社目の中継事業者)
G1の8	(7) (4) 以外の区間: <u>PHS事業者</u>

	(イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
G 1 の 9	(ア) (イ) 以外の区間：活用型 P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：旧第 2 種電気通信事業者
G 1 の 9 - 2	(ア) (イ) 以外の区間：活用型 P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：2 - 2 表による
G 1 の 1 0	(ア) (イ) 以外の区間：活用型 P H S 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者
G 1 の 1 1	(ア) (イ) 以外の区間：活用型 P H S 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者 (発側から 1 社目の中継事業者)
G 1 の 1 2	(ア) (イ) 以外の区間：活用型 P H S 事業者 (イ) 区間 C：特定中継事業者
G 1 の 1 3	(ア) (イ) 以外の区間：活用型 P H S 事業者 (イ) 区間 D：特定中継事業者
G 2	活用型 P H S 事業者 (発信事業者)

	(イ) 着信事業者欄：無線呼出し事業者
G 1 の 9	(ア) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：旧第 2 種電気通信事業者
G 1 の 9 - 2	(ア) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 着信事業者欄：2 - 2 表による
G 1 の 1 0	(ア) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者
G 1 の 1 1	(ア) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 発信事業者欄：中継事業者 (発側から 1 社目の中継事業者)
G 1 の 1 2	(ア) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 区間 C：特定中継事業者
G 1 の 1 3	(ア) (イ) 以外の区間：P H S 事業者 (イ) 区間 D：特定中継事業者
G 2	P H S 事業者 (発信事業者)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成24年10月31日から実施します。